

令和6年度国保「市町村標準保険料率」の仮算定結果について(概要)

令和5年11月
健康医療部健康推進室国民健康保険課

【算定結果概要（令和5年11月 仮係数）】

市町村標準保険料率（大阪府統一保険料率）

	所得割	均等割	平等割	賦課限度額
医療分	9.90%	36,155円	35,931円	65万円
後期分	3.04%	10,830円	10,763円	22万円
介護分	2.67%	19,500円	0円	17万円

（参考：令和5年度本算定）

	所得割	均等割	平等割	賦課限度額
医療分	9.18%	33,730円	33,698円	65万円
後期分	2.97%	10,584円	10,574円	20万円
介護分	2.61%	19,552円	0円	17万円

【主な算定条件（概要）】

- 府内全体で必要な事業費納付金総額を算定し、市町村ごとの所得水準、被保険者数、世帯数に応じて按分
- 統一保険料率となるよう、市町村ごとの医療費水準は反映しない
- 保険料算定式
医療分・後期分：3方式 ⇒ 所得割、応益割（均等割6：平等割4）
介護分：2方式 ⇒ 所得割、応益割（均等割）
- 平成30年度からの追加公費のうち、普通調整交付金、特別調整交付金（子ども被保険者数）、保険者努力支援制度（都道府県分及び市町村分（一部））等を算入

【主な変動要因（概要）】

- 算定上の推計被保険者数 約159.6万人
※ 令和6年度における70歳以上被保険者数の減少（団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行）を踏まえて推計
- 算定上の1人あたり費用の増減要因
(増要因)
保険給付費の増（約10,700円）、後期高齢者支援金の増（約3,400円）、
財政安定化基金積立金（前期高齢者交付金分）の増（約2,200円）
(減要因)
財政調整事業による保険料抑制（約4,200円）、療養給付費等負担金の増（約2,600円）、
高額医療費負担金の増（約1,500円）

【仮算定における保険料抑制のための工夫】

- 都道府県の保険者努力支援制度交付額の活用（約37億円）
- 特例基金（財政基盤強化分）の活用（6億円）
- 財政調整事業による保険料抑制財源の確保（約77億円）
(内訳)
・ 都道府県繰入金（2号）の全額1号振替（約51億円）
・ 保険者努力支援制度交付金（市町村分）の一部活用（約15億円）
・ 市町村からの事業費納付金を通じた保険料抑制（約11億円）

【参考】 <都道府県標準保険料率>

医療分		支援金分		介護分	
所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
10.00%	60,258円	3.08%	18,050円	2.69%	19,500円

※都道府県標準保険料率とは、全国統一の保険料算定ルールにより、都道府県比較を行うもの（2方式（所得割、均等割）で算出）。